

さかど街おこし応援券 取扱手引き



〒350-0229 埼玉県坂戸市薬師町31-3

TEL 049-282-1331(代) FAX 049-282-1302
[E-mail] info@sakado.or.jp [URL] <http://www.sakado.or.jp>



坂戸市商工会

さかど街おこし応援券発行事業約款

坂戸市商工会さかど街おこし応援券実行委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 坂戸市商工会さかど街おこし応援券実行委員会(以下「実行委員会」という)は、地域消費者の購買意欲拡大等により、地域経済と商店街等の活性化を図るため、さかど街おこし応援券(以下「商品券」という)発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品発行事業の運営及び管理等は実行委員会が行うこととする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、商品券発行日である平成28年1月1日から事業廃止年度の換金終了日までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、当初500万円とし、必要に応じ発行する。

(商品券の種類等)

第5条 発行する商品券の種類は500円券とする。

(額面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体の名称
- ② 利用可能な金額、期間、商品
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣り銭対応
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ 約款の存在

第2章 商品券の販売

(販売形式)

第7条 商品券を一枚単位で必要枚数販売する。

(販売限定額)

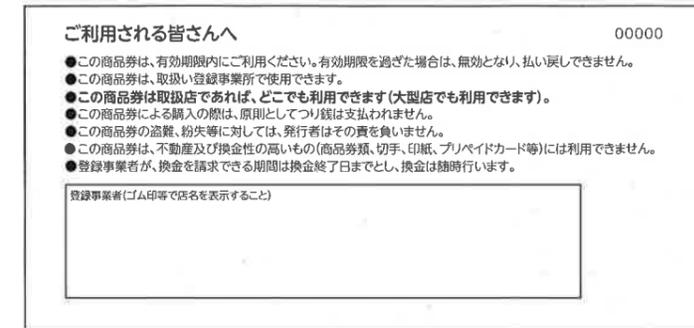
第8条 商品券の販売金額は限度を設けない。

商品券

表



裏



チラシ・ポスター・ステッカー

チラシ (A4)



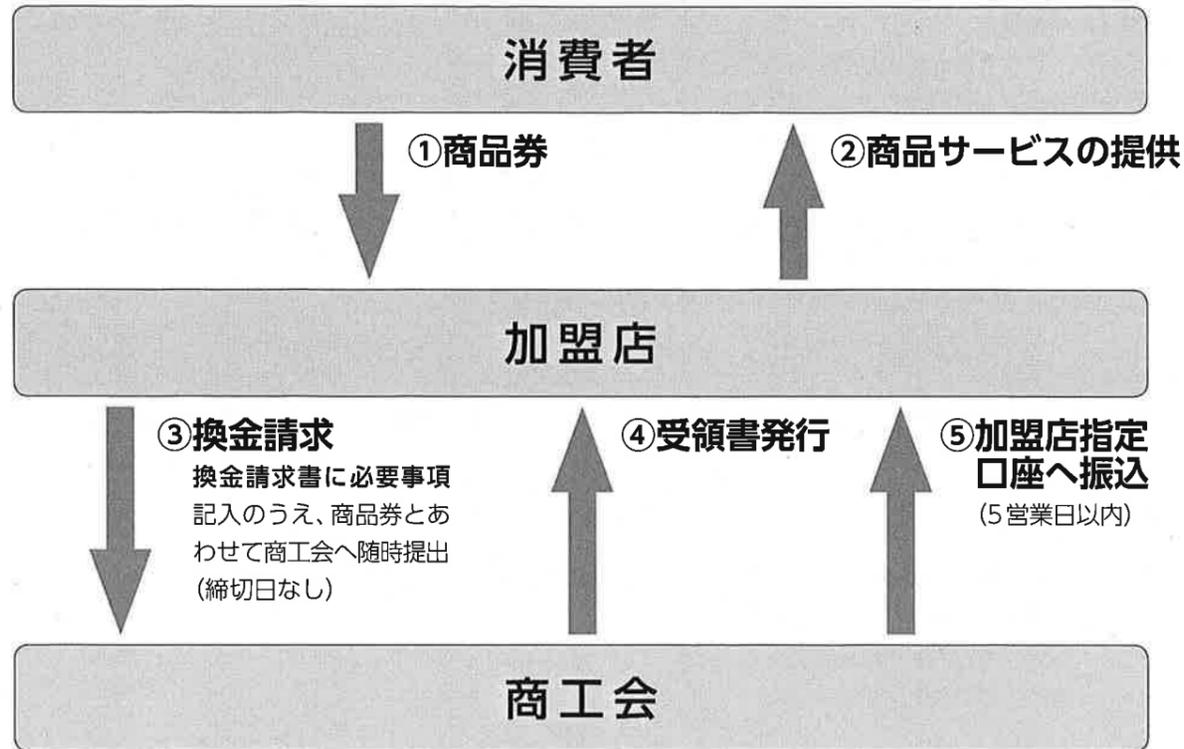
ポスター (A1)



ステッカー



商品券の換金方法



※商品券裏面の取扱事業所名欄に、記入(スタンプ可)を必ずお願いします。
記入の無い場合は、換金手続きできませんので、ご注意願います。

換金請求書の記入例

**さかど街おこし応援券
換金請求依頼書**

申込日を記入してください

換金申込日 平成 28年 6月 15日

住所 000-0000 埼玉県坂戸市〇〇町 0-0	電話 049-000-0000
フリガナ カブシキガイシャ 〇〇〇〇 事業所名(屋号) 株式会社〇〇	フリガナ サカド タロウ 代表者名(氏名) 坂戸 太郎 印

3枚複写の全てに
押してください

合計枚数	1	0	0	枚
------	---	---	---	---

加盟店控

右詰めで記入してください

(販売所等)

第9条 商品券の販売は坂戸市商工会事務局へ申し込むこととし、原則坂戸市商工会事務局において現金販売することとする。

但し、予め申し出があった場合、実行委員会が指定する日までに口座への振り込みによる販売も認める。

(販売周知)

第10条 販売周知方法は次の方法とする。

- ① 商工会ホームページ
- ② 坂戸市広報紙
- ③ 折込チラシ
- ④ ポスター
- ⑤ 取扱店表示
- ⑥ その他

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は発効日から6ヶ月未満の期間とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第12条 商品券を利用できる事業所は、第19条により登録をした事業所とする。

(利用制限)

第13条 次に掲げる物品販売、貸付、サービスの提供は、商品券の利用対象外とする。

- ① 商品券類、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ② 税金及び公共料金の支払い
- ③ その他
 - ・法律により禁止されているもの(たばこ・保険診療等)
 - ・実行委員会の定めるもの

(釣り銭)

第14条 消費需要等の喚起を図るため、釣り銭は出さないこととする。

(紛失等の責務)

第15条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 加盟店

(加盟店の登録資格)

第17条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下「加盟店」という)の登録資格は、坂戸市に事業所を有する事業所とする。

(加盟店の募集)

第18条 加盟店の募集の周知は募集案内通知、ポスター、チラシ等によるものとする。

(加盟店の登録手続き)

第19条 加盟店を希望する事業所は、商工会に所定の登録申請書を提出し、商工会長の承認を得るものとする。

2 加盟店は登録する店舗毎の登録料は、無料とする。

(換金期間)

第20条 利用者から受け取った商品券の換金は、随時行うこととする。

(換金方法)

第21条 利用者から受け取った商品券は、商工会へ持参し、換金請求手続きをする。

2 商工会は商品券と請求額の照合をし、相違ないときは、原則加盟店の指定する金融機関口座に代金を振り込むものとする。

3 請求手続きをした商品券1万円以上の場合は、5営業日以内に加盟店の指定する金融機関口座に代金を商品券の額面通り振込むものとする。

4 振込手数料及び換金手数料は実行委員会が負担する。

(加盟店の責務)

第22条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- ② 商工会が配布する加盟店のポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者から受け取った商品券には、裏面へ店印を押印すること。
- ④ 他店押印のある商品券は受取を拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは受取を拒否するとともに、速やかに商工会に申し出ること。
- ⑥ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑦ 加盟店が商工会から商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- ⑧ 商工会、市等が本事業に関して調査等を行うときには報告等の協力をすること。
- ⑨ 本約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(加盟店資格の喪失等)

第23条 前条の各号に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、加盟店の登録取消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第24条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

(届出事項の変更)

第25条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

第5章 雑則

(商工会の責務)

第26条 実行委員会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上は換金のために使用すること。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- ③ 商品券の保管は特に厳重に行い、未販売の商品券の管理については万全を期すこと。
- ④ 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに商工会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに、加盟店にその旨を通知すること。
- ⑤ 上記の各号のほか、商品券発行业に必要の運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第27条 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会の責務とし、商工会は損害補填をするものとする。

(その他)

第28条 商品券発行业についての問い合わせは次のとおりとする。

事業所名：坂戸市商工会

所在地：坂戸市薬師町31-3

電話：049-282-1331

- ① この約款に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要な事項は、商工会長が別に定める。

附則 この約款は平成28年1月1日から施行する。